

茨城県議会議員一般選挙

問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎内線1011~1013

投票日

12月11日(日) 午前7時~午後8時

投票所

市内24カ所

該当の投票所は、投票所入場整理券に記載します。

※地図は広報うしく6月15日号または市ホームページに掲載しています。

投票できる方 (選挙人名簿登録基準日…12月1日)

- ◆**住所要件**…令和4年9月1日までに牛久市に転入届出をされた方、または住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方。
- ◆**年齢要件**…投票日当日18歳以上である方(平成16年12月12日までに生まれた方)。

牛久市から茨城県内の他市町村に転出された方は、一定の要件のもとに投票できる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。なお、茨城県外に転出された方は、茨城県議会議員一般選挙の選挙権はありません。

投票所入場整理券

入場整理券は郵送します。投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認のうえお持ちください。そのほか、有権者であるにもかかわらずお手元に入場整理券が届かない場合は、投票所で入場券の再発行を受けてから投票してください。その際、本人確認ができる証明資料(運転免許証等)があると手続きが早くなります。



投票所における新型コロナウイルス感染症の対策

選挙管理委員会では、次のとおり感染・まん延防止に取り組んでいます。

- 使い捨て筆記用具の使用
- アルコール消毒液・飛散防止フィルム等の設置
- 室内の定期的な換気、投票用紙記載台の消毒の実施

〈投票所にご来場の際のお願い〉

- 必ずマスクを着用してください
 - 周りの方と適切な距離をとってください
- ※当日は混雑が予想されますので、期日前投票所の積極的なご利用をお勧めします。

新型コロナウイルス感染症の患者等に対する特例郵便等投票

新型コロナウイルス感染症で宿泊・自宅療養等をしている方で、一定の要件に該当する方は「特例郵便等投票」ができます。ご希望の方は選挙管理委員会までご連絡ください。

【開票について】

- ◆日時 / 12月11日(日)午後9時から
- ◆場所 / 牛久運動公園体育館メインアリーナ
※参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますのであらかじめご了承ください。
- ◆開票速報 / 市ホームページで行う予定です

【選挙公報について】

新聞折込(12月7日(水)予定)で配布するほか、市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館等の公共施設の窓口や各投票所、期日前投票所に用意します。また、新聞を購読されていない方には郵送しますので、選挙管理委員会までご連絡ください。

市ホームページ選挙情報

投票所地図や開票速報など、詳しい情報は市ホームページをご確認ください。



牛久市 選挙

検索

投票日当日に投票所へお越しになれない方は、下記の方法で投票することができます

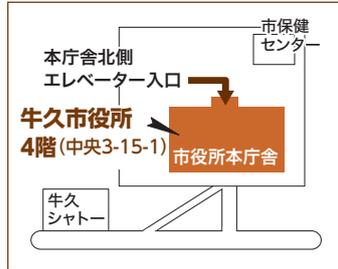
期日前 投票

【期日前投票期間】12月3日(土)～10日(土)

【期日前投票時間】午前8時30分～午後8時

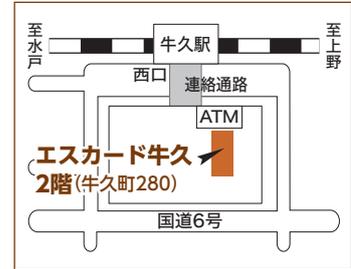
市役所 期日前投票所 (市役所本庁舎4階)

※閉庁時間中は正面玄関・東側入口からは入れません。本庁舎北側エレベーターからお入りください。



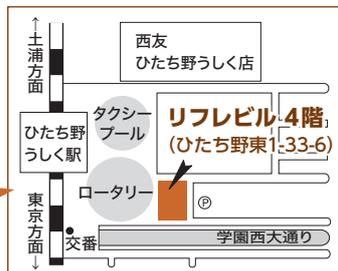
牛久駅前 期日前投票所 (エスカード牛久2階)

※駐車場は地下駐車場または西口駐車場をご利用ください。その際、駐車券を期日前投票所までお持ちください。

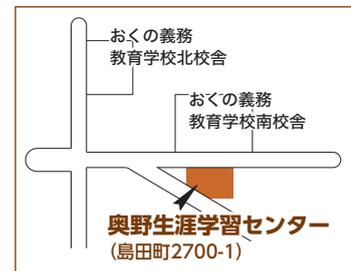


ひたち野リフレ 期日前投票所 (リフレビル4階)

これまでの2階から
4階に変わります



奥野 期日前投票所 (奥野生涯 学習センター)



- ◆期日前投票所は投票日が近づく大変混雑し、投票まで時間がかかる場合がありますのでご了承ください。
- ◆投票所入場整理券の裏面には、宣誓欄を設けています。当日に投票できない理由などを、あらかじめ記載してから期日前投票所にお越しになると、受付にかかる時間を短縮できます。

! 期日前投票は、すべての投票区の人が、どの期日前投票所でも投票することができますが、**投票日当日は、入場整理券に記載された投票所でのみ投票することができますのでご注意ください。**

施設における不在者投票

選挙期間中、病院や老人ホームなどに入っている方も、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

【投票方法】①施設の不在者投票担当者に投票したい旨を伝える→施設の担当者が牛久市の選挙管理委員会へ投票用紙を請求する ②施設内にて投票を行う

郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する両下肢や体幹などの不自由な方、所定の要件を満たす要介護の方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会へお問い合わせください。

※郵便投票証明書を添付した上で投票用紙を請求することができる期限は、**12月7日(水)**です。

遠隔地での不在者投票

長期出張などにより、選挙期間中、牛久市外にいる方や牛久市から県内他市町村へ転出して3カ月を経過しない方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会では不在者投票をすることができます。牛久市選挙管理委員会への投票用紙などの請求が必要となるため、多少時間がかかります。早めに手続きをしてください。詳しくはお問い合わせください。

※茨城県外に転出された方は、茨城県議会議員一般選挙の選挙権はありません。

身体の不自由な方は、下記のような投票方法もあります

代理投票・点字投票

身体が不自由などの理由により自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は守られます。安心して投票してください。また、目の不自由な方は点字により投票することができます。